

《研究ノート》

児童虐待と保育園の支援の課題

伊 藤 克 実

要 旨

札幌市内にある認可保育園等を対象に通園する家庭の児童虐待の実状を調査した。その結果、回答園の19.8%（21園）に児童虐待もしくは疑われる家庭が通園していた。家族構成はひとり親が55.2%と半数を超えていた。子どもの行動特性は、年齢によって異なることが分かった。虐待の高リスク要因である貧困との関係では、一人親・生活保護・母親の療養の割合が高かった。保育園は日々、こどもと密接に関わる場所であり、子どもの居場所ともいえる。保育園が児童虐待防止に果たす役割は大きい。児童虐待で大事なことは言うまでもなく子どもの命と発達の保障であるが、一方で虐待する親への「支え」である。本調査で、保育園は日々、親の「支え」を行っていることが分かった。しかし、虐待家庭は様々な困難さを有していて、保育園の「支援」を制約している。特に親への「支援」では、深い人間理解と共感を内包する「臨床教育学」的アプローチの視点の重要性が理解された。

キーワード：認可保育園、児童虐待、貧困、子どもの行動特性、「臨床教育学」的アプローチ

はじめに

1990（平成2）年に厚生労働省が児童相談所への児童虐待通告数を公表し始めてから、毎年通告数は上昇し、2018（平成30）年度の通告数は過去最高で159,850件を数えた。1990（平成2）年度の通告数1,101件の約145倍である。この間の推移をたどると、通告数が1万件を超えたのが1999（平成11）年度、5万件を超えたのが2010（平成22）年度、10万件を超えたのが2015（平成27）年度であり、特に2015（平成27）年度以降の上昇が顕著である。

また児童虐待により死亡する事件（虐待死）はあつとを絶たず、2019（平成31）年6月に札幌市で実母とその同居人による2歳女児の虐待死事件が発生し、札幌市民に衝撃を与えた。報道によると亡くなった女児は、母親の就労のためか一時的に24時間保育施設（無認可と報じられた）に通園していたらしいが、短期間で退園していたという。

保育所保育のガイドラインである「保育所保育指針」（2017（平成29）年3月改訂・2018（平成30）年4月適用）の「保育所保育指針解説」（2018（平成30）年2月厚生労働省）は子育て支

援の意義に触れ、「多様化する保育ニーズに応じた保育や、特別なニーズを有する家庭への支援、児童虐待の発生子防及び発生時の迅速かつ確な対応など、保育所の担う子育て支援の役割は、より重要性を増している。」と述べている。児童虐待の防止・対応に果たす保育所の役割は大きい。

この研究ノートの目的は、保育所等における児童虐待の実態を明らかにすることすることである。また保育所等の役割を確認するなかで、保護者の支援として臨床教育的アプローチの展望を探る。

研究方法

1. 調査対象及び調査方法

保育施設とは、2015（平成27）年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」の「施設型給付」の対象である認定こども園、幼稚園、保育所のなかで幼稚園を除く他の施設を本調査では言っている。本調査はこの保育施設を対象に、児童虐待家庭の現状についてアンケートによる調査を実施した。調査表題は「保育施設に通園している子どもの児童虐待の現状と課題」である。調査依頼したのは、「札幌私立保育園連盟（私保連）」に加盟している認可保育園・幼保連携型認定こども園等267園である。各園への依頼は「私保連」を介しメール・ファックスにより実施した。調査期間は2019（令和元）年7月29日～8月16日である。回答は調査用紙に記入のうえ、メールもしくはファックスで調査実施者へ返信するよう依頼した。

調査内容は保育施設や保護者及び子どもが特定されないよう配慮して作成した。また事前に私保連に調査用紙を提出し内容について確認のうえ、承認を得た。またまとめるにあたっては、園名や保護者・子どもが特定されないよう集計処理し、また具体的記述については一部を変えている。

2. 調査項目

1) 基本的属性

属性の内容は保育施設の形態とした。

2) 児童虐待調査

質問項目は次の通りである。

- ① 児童虐待もしくは疑われる家庭の有無
- ② 児童虐待を受けている子どもの年齢・性別・親子構成
- ③ 児童虐待を受けている子どもの気になる様子
- ④ 就労状況・養育環境
- ⑤ 保護者の気になる関わり・子どもへの対応
- ⑥ 保育施設が保護者対応で難しさを感じる場面
- ⑦ 児童虐待の予防・支援のために保育施設が担う役割

結果

1. 対象保育施設の属性

回答した園は106園で回答率は39.8%であった。これを施設種別に区分すると、保育園76園（71.7%）、幼保連携型認定こども園23園（21.7%）、保育園型認定こども園5園、NA 2園であった。保育施設長宛てに依頼した調査であったため、回答者は施設長もしくは主任保育士など施設の管理的立場の方と推定される。回答者の性別・年齢は調査項目に無かったため、把握できていない。

2. 児童虐待調査ⁱ

1) 児童虐待家庭の在園の有無

回答園のなかで児童虐待家庭が通園している保育施設は21園（回答園中19.8%）で内訳は保育園14園、幼保連携型認定こども園6園、保育所型認定こども園1園であった。

2) こどもの人数、性別と年齢

児童虐待の子どもの人数、年齢と性別は男児23人、女児16人で男児60%、女児40%であった。年齢別にみると、0歳児は0人、1歳児は5人（男児1人・女児4人）、2歳児4人（男児3人、女児1人）、3歳児11人（男児6人、女児5人）、4歳児5人（男児4人、女児1人）、5歳児11人（男児7人、女児4人）、6歳児3人（男児2人、女児1人）であった。本調査での特徴として0歳児がいなかったこと、3歳児が11人、5歳児～6歳児が14人（6歳児を含めた数）と他の年齢に比較して突出して多かったこと、性別では3歳児が男女ほぼ同比率であった。また5歳以上児では男子が多かった。

3) 子どもと親子の構成

親子構成を、両親との同居の有無で見ると、両親と子どもからなる家庭は14家庭、ひとり親（すべてが母親）と子どもからなる家庭は21家庭、祖父母と子どもからなる家庭は3家庭であった。ひとり親家庭は55.2%、両親と同居する家庭は36.8%と半数以上はひとり親家庭であった。子ども数でみると、子ども1人の家庭は16家庭（42.1%）、子どもにきょうだいがある家庭は22家庭（57.9%）であり、子どもにきょうだいがある家庭が過半数を超えていた。祖父母と同居の家庭は、子どものみ同居家庭が2家庭、祖父母と母親が同居している家庭が1家庭であった。

4) こどもの「行動」特徴～保育園で「気になるこどもの様子」

児童虐待の子どもたちが保育園のなかで見せる「行動」の特徴には、どのようなものがあるか、虐待を受けていることで子どもが示す「行動」を保育施設に聞いた。

『保育と虐待対応事例研究会編「子ども虐待と保育園」ⁱⁱ』は虐待もしくは疑いのある子どもの特徴について「身体的な特徴」「行動上の特徴」「対人関係における特徴」の3つに区分している。本調査はこの区分に基づき回答を求めた。

「身体的特徴」とは「体重の増加がない・不自然な外傷（打撲、あざ、火傷）が常時、ある

いは時々みられる・季節にそぐわない服や薄汚れた服を着たり、他のきょうだいの服と極端に違ったりする・お尻がいつもただれていて、同じ服装で何日も過ごすなど清潔感がない」(計4項目)である。「行動上の特徴」とは「給食のとき、食欲がなかったり、何回もおかわりを要求したりすることがある・語りかけても表情が乏しく、笑わない、視線が合わない・おびえたような泣き方で、抱かれると離れたがらず不安定な状態が続く・ささいなことに反応し、感情の起伏が激しく、パニックを起こしやすい・嘘をつきとおそうとし、自分を守ろうとする・モノに執着する・おもちゃなどを集めて人にかささない。また、友だちや保育園のモノを隠したりカバンに入れたりする」(計7項目)などである。「対人関係における特徴」とは「用がなくても保育士のそばを離れたがらず、べたべたと甘えてくる・親が迎えに来てても、無視して帰りたいがらない・わざわざ怒らせるようなふるまいをする(叱られてもコミュニケーションをとろうとする)・イライラ感、不安感がありいつも情緒不安定である・自分に対して自信がなく、いつもおどおどしている(家で虐待されているストレスから)弱者へ暴力をふるう・人なつっこい、抱っこを求めるとやまない(底なしの愛情要求)・こだわりが強い」(計8項目)である。年齢ごとの集計から確認できたことは①他の年齢に比して3つの区分のうち特定の「特徴」が顕著に認められる年齢がある、②各年齢に共通して高い比率を示す「特徴」がある、この2点である。

表1 行動の特徴と年齢 (当てはまる事項を集計しているため、回答数は多くなっている)

子どもの年齢	身体的特徴	行動上の特徴	対人関係における特徴
1歳	2	3	4
2歳	6	3	6
3歳	4	11	10
4歳	4	2	6
5歳	10	12	21

表2 行動の特徴と年齢 (割合)

年齢	身体的特徴	行動上の特徴	対人関係における特徴
1歳児	22.3%	33.3%	<u>44.4%</u>
2歳児	<u>40.0%</u>	20.0%	<u>40.0%</u>
3歳児	16.0%	<u>44.0%</u>	40.0%
4歳児	33.3%	16.7%	<u>50.0%</u>
5歳児	23.3%	27.9%	<u>48.8%</u>

3つの区分のうち特定の「特徴」が他の年齢に比べ顕著であるのは、表2の通り1歳児・2歳児の「対人関係における特徴」が40.0～44.4%と他の「行動」特徴より高く、また2歳児は「身体的特徴」の比率が他の年齢に比して高い。3歳児は「行動上の特徴」が高く、また「対人関係における特徴」も高い。各年齢を通じて高い割合のものは「対人関係における特徴」であり、特に4歳児・5歳児の割合他の年齢に比して高いことがわかる。

次に年齢ごとに「身体的特徴」・「行動上の特徴」・「対人関係における特徴」で選択された具体的事項を回答数の多い順にまとめたのが表3である。（ ）は年齢区分・「特徴」ごとの事項のなかで多かった項目順の回答数を示す。（例示：1歳児「行動上の特徴」の（2/4）は4項目中2の回答があったことを示している。）

表3 年齢とこどもの行動の具体的特徴

年齢	身体的特徴	行動上の特徴	対人関係における特徴
1歳児		・給食のとき、食欲がなかったり、何回もおかわりを要求したりすることがある（2/4）	・人なつっこい、抱っこを求めるとやまない（底なしの愛情要求）（3/4）
2歳児	・体重の増加がない（2/6） ・季節にそぐわない服や薄汚れた服を着たり、他のきょうだいの服と極端に違ったりする（2/6） ・お尻がいつもただだれていて、同じ服装で何日も過ごすなど清潔感がない（2/6）	・給食のとき、食欲がなかったり、何回もおかわりを要求したりすることがある（2/3）	
3歳児	・お尻がいつもただだれていて、同じ服装で何日も過ごすなど清潔感がない（2/4）	・給食のとき、食欲がなかったり、何回もおかわりを要求したりすることがある（4/11） ・ささいなことに反応し、感情の起伏が激しく、パニックを起こしやすい（2/11）	・人なつっこい、抱っこを求めるとやまない（底なしの愛情要求）。（4/10） ・親が迎えに来てても、無視して帰りがたらない（2/10）
4歳児	・不自然な外傷（打撲、あざ、火傷）が常時、あるいは時々みられる（3/4）	・ささいなことに反応し、感情の起伏が激しく、パニックを起こしやすい（2/2）	・わざわざ怒らせるようなふるまいをする。（叱られてもコミュニケーションをとろうとする（2/6）
5歳児	・不自然な外傷（打撲、あざ、火傷）が常時、あるいは時々みられる（5/10） ・お尻がいつもただだれていて、同じ服装で何日も過ごすなど清潔感がない（2/10） ・季節にそぐわない服や薄汚れた服を着たり、他のきょうだいの服と極端に違ったりする（2/10）	・ささいなことに反応し、感情の起伏が激しく、パニックを起こしやすい（4/12） ・給食のとき、食欲がなかったり、何回もおかわりを要求したりすることがある（3/12） ・嘘をつきとおそうとし、自分を守ろうとする（2/12）	・わざわざ怒らせるようなふるまいをする。（叱られてもコミュニケーションをとろうとする（5/21） ・イライラ感、不安感がありいつも情緒不安定である（3/21） ・こだわりが強い（3/21） ・親が迎えに来てても、無視して帰りがたらない（2/21） ・自分に対して自信がなく、いつもおどおどしている（2/21） ・（家で虐待されているストレスから）弱者へ暴力をふるう（2/21） ・用がなくとも保育士のそばを離れたがらず、べたべたと甘えてくる（2/21） ・人なつっこい、抱っこを求めるとやまない（底なしの愛情要求）（2/21）

「身体的特徴」のなかの「不自然な外傷（打撲、あざ、火傷）が常時、あるいは時々みられる」は本調査では3歳児以前には見られなく、4歳児から顕著に見られる。本調査では4歳以上の年長児に対する顕著な「身体的虐待」が認められる。

「行動上の特徴」では1歳児から5歳児を通して「給食のとき、食欲がなかったり、何回もおかわりを要求したりすることがある」がみられるのが特徴である。こどもたちのなかには日頃から食事の世話を十分に受けていないこどもがいることを示唆している。

「対人関係における特徴」では1歳から3歳のこどもの特徴として「人なつっこい、抱っこを求めるとやまない（底なしの愛情要求）」が高い割合で認められる。またこの特徴は年長になっても見られるのもので、乳幼児期にあるこどもと親との関係の育ちが問われる。親との基本的信頼感が育っていない懸念があるといえよう。「対人関係における特徴」では4歳児から親・保育者・なかまとの関りにおいて様々な問題傾向として現れることが特徴である。

5) 虐待家庭の一人親（母子家庭）と生活保護と療養の関係

児童虐待発生のリスク要因として「貧困」があることがこれまでの研究で明らかになっている。

また虐待は単一の理由で起こることは少なく、いくつもの要因が複合的に関わることも指摘されているⁱⁱⁱ。表4は虐待家庭のこどもの生活状況を「母子世帯」・「生活保護」そして主な養育者である母親の「疾病・療養」を「リスク要因」としてとらえてまとめたものである。表中の○は該当した事項を示す。

表4 母子家庭と生活保護及び療養中

子ども年齢	母子家庭	生活保護	療養中	他
1歳	○	○		
1歳	○	○	○	
1歳	○	○		
1歳	○			祖母宅同居
1歳	○	○	○	
小計	5	4	2	
2歳	○	○	○	
2歳	○	○	○	
小計	2	2	2	
3歳	○			
3歳	○			
3歳	○ (別居中)	無職の状態		母の実家同居
3歳	○		○	男性がいる
3歳	○			
3歳	○			
3歳		○	○	父は就労
小計	6	1	2	

子ども年齢	母子家庭	生活保護	療養中	他
4歳		△		生活不安定
4歳	○			祖父母と生活
4歳	○			
4歳	○			
4歳	○	○	○	5歳児ときょうだい
小計	4	1	1	
5歳	○	○	○	
5歳	○	○	○	
5歳				入籍してない父
5歳	○	○		
5歳	○			
5歳	○			
5歳	○			父はいないことになっている
5歳	○	○	○	
5歳	○	○	○	
5歳	○	○	○	4歳児ときょうだい
小計	9	6	5	
合計	26	14	12	

母子家庭と生活保護受給及び母親が療養中のいずれも該当する世帯を年齢別でみると、1歳児は2家庭、2歳児2家庭、4歳児1家庭（5歳児ときょうだい）、5歳児5家庭である。合計すると9家庭となる（きょうだいは家庭数が重複している）。

本調査の対象家庭数は38家庭である。表4から母子家庭は26家庭68.4%、生活保護受給家庭は14家庭36.8%、母親の療養中の家庭は12家庭31.6%である（きょうだいを含めているので家庭数は合っていない）。

結果から「母子家庭」の割合が約7割と高いこと、「生活保護受給」家庭及び「母の療養中」家庭がいずれもが約3割から4割と高いことがわかる。また本調査では回答数が少ないが、「こどもの障がい」の家庭もあった。「母子家庭」と「生活保護」そして「母の療養」のいずれにも当てはまる家庭実態の具体例を下記に取り上げた。

- ① 1歳児：母子家庭である。母親は療養中で生活保護受給中である。母親自身の子ども時代の成育歴や親子関係のつまずきによる人に対する不信感や依存が目立つ。
- ② 2歳児：生活保護受給。母親は不就業。金銭管理が難しい面もあり、月末になると苦しいようだ。兄弟共に痩せていて、食事を十分に摂っていないようだ。保育園が休み（連休中）などのとき、皮膚がただれていた。
- ③ 4歳児：生活保護世帯。5歳児のきょうだいがいる。母は病気療養中の為、就労はしていない。本児達の多少の育ちの遅れや、母の体調不良で朝の送迎が困難な事が多い。送迎付

きのデイサービスを週2回利用している。デイサービスが迎えに来て、13時頃デイサービスから保育所に登園する。家庭から当園する日は登園時間が遅いことが多く、特に週明けは無断欠席をすることもある。

- ④ 5歳児:母子家庭。母は病気を理由に入所しており、月に一回はショートステイを利用(1週間)。生活保護を受給している。兄は保育園在園中に体にあざや傷があることを保育者が発見し児童相談所に通報。現在兄は児童養護施設に入所している。

6) 児童虐待と関わりの難しさ

児童虐待の家庭への関わりには様々な困難が伴う。親との対応、こどもへの配慮、他機関との連携、通告の難しさなどが浮き彫りになった。表5にまとめた。

表5 虐待と関わりの難しさ

年齢	関わりの難しさ (保育園の意見)
1歳児	園は基本、生活・遊びの場であり、他機関へつなげ支援していく役割だととらえている。つなげて「まずは園で」と言われると「カウンセラー」「セラピスト」「ソーシャルワーカー」やコーディネーターの役割も園に求められ大変な難しさを日々感じている。
3・4歳児	子どもたちへの保護者の関りが心配であっても、やはり確認できず、その後の関係性を考えたり、その後の子どもたちの抱え所をと思うと、なかなか通告するには勇気がいります。以前、通告し一時保護された時も、保護者に私が直接通告したことを伝えてくださいと児相の方に言われ電話しましたが、とても大変でした。
3歳・5歳	あまりアプローチをし過ぎると嘘をついたり、一番は登園しなくなることもあるため、特にコミュニケーションを苦手とする保護者に対しては信頼の築き方、距離感は難しさもある。困難事例においては家庭児童相談室や児相と連携を図り対応いただいている。しつけと虐待の境目が難しい(保護者によって感覚が違う)
3歳	子どもの育ちで心配があったので、相談機関ともつながりながら、子どもを見てきたが、虐待に対して母に話せば改善し、また繰り返す状態から、父の暴力に対して気になりつつどこにも相談できなかった。結局、母がDVを切っ掛けに動いて、現在児童相談所とも相談している。父は威圧的な方で関わるのがちょっと躊躇したり、母を困らせるのではないかという気持ちが動く面もあった。どういう時点で児童相談所等に相談すべきかの判断は難しいことだと思う。
5歳	本児の困り感を家庭に伝えるとき、「うちの子の性格が～」などと子供のせいになってしまう。
4歳	母親に発達障害があり、家の中にゴミが散乱し、冬の暖房設備に不備があり危険な状態で、明らかに母と子ども4人で生活するのが困難なケースがあった。相談員が介入し、あちこちのデイサービスを利用するようにケアプランを立て、どれも持続せず、また違うデイサービスを勧めていた。表面だけ関わる事業者と介入できない場面が多くあり、相談員の話が優先で保育園の意見は二の次。最後は引越すことで解決したような形だったが、更に子どもたちは混乱していた。介入するにしても連携するにしても、同等の意識でケース会議を行い、優先するのは子どもの安全と健やかな成長をどのように作っていくかだと思う。別のケースの場合で、入園する際に保健師から親子(母子)の情報があり、来園し園児の様子を見たり情報を共有した。不審な痣から受診に繋げ最終的に保護され、現在も施設で安全に過ごしている。保健師は保護された時間(午後8時)まで保健センターで待機していた。保育園をサポートしてくれた。園医・保健師・児相と連携がうまくいった事例。関係機関が互いを尊重し合い、子どもの安全に繋がった。
2歳	保護者の言動がどこまで信頼できるか、支援の仕方が難しい
1歳・5歳	母親の意思が伝わりづらい 二転三転するため様子がなかなか把握できない。隠そうとする意識が働いているためか、面談を申し入れても設定が難しい
4歳	子どもが本当のことを言っているのかどうか見極めが難しい
3歳児	こどもは声が大きく感情のコントロールができてにくい。思い通りにならないと寝転がり、大声で泣くことが多い。

2歳児	母親の情緒が不安定で、子どものことを相談しても、保育士に攻撃的になってしまう
6歳	全部虫歯、歯科診察のとき、早急に治療をしないと永久歯がきれいでできないので病院を進められたが、本人が嫌がるからと放ってある。食事、おやつがきちんと食べられず、体重が増えずやせている。
4歳児	外傷があった時や園児の様子がいつもと様子が違う時などに保護者と話をする場合、保護者のその時に状態によって伝え方を工夫したり、保護者の態度の変化などを見ながら話を進めていったりするところに難しさがある。また、子どもの様子を見ていて、どの程度の状態、状況で通報すべきか迷う。
5歳児	保護者との関係づくりには気をつかう。特に若手職員は難しさを感じている。

7) 虐待と保育園の取り組み

保育園は日々こどもの保育をする生活の場である。登園時は必ず健康視診を行うので、こどもの心身の状況把握や親の様子を身近に確認することができる。保育園もそのことを理解し、保育園が虐待防止の防波堤と位置づけているようだ。本調査は保育園として親たちに関わる(支援)うえて、どのようなことが必要をたずねた。その結果、「相談」「寄り添い」、「コミュニケーション」などに言及した意見が多く見られた。

表6 家庭への配慮や支援に求められこと（複数回答）

配慮や支援	言及数	%
コミュニケーション	28	31.4
相談	16	18.0
信頼関係	14	15.7
保護者との連携	4	4.5
母親の声に耳を傾ける	4	4.5
寄り添い	3	3.4
つなげる	2	2.2
保護者の孤立を防ぐ	2	2.2
母の困り感	2	2.2
話しやすい環境・悩みを分かち合う・人として大切に思う・子育ての楽しさの共有・毎日顔を合わせる・不安を解消、援助・園は利用する場・目を配る・受容的に地域生活に近い場所・距離を近づける・認めてあげたい・関わりの様子・安心できる場・愛着形成の担い手	14	15.9
合計	89	100.0

親との「コミュニケーション」が大事とするがもっとも多く、次いで「相談」、「信頼関係」と続く。「配慮や支援」でまとめた事項は、いずれも関連しあう事項であり、保育園として主たる養育者である母親との結びつきをいかに大事にしているかが分かる。

考察

1) 保育施設利用数と児童虐待

2019(平成31)年4月1日の全国の保育所等利用人数は2,552,529人である。これを年齢別で見ると、3歳未満児(0～2歳)は37.8%、この3歳未満児をさらに年齢ごとにみると0歳児16.2%、1・2歳児48.1%であった。3歳以上児は53.7%である。就学前児童の保育所等利用率は45.8%であるが、特に3歳未満児の利用率が高くなってきている^{iv}。

全国の児童相談所統計では児童虐待のこどもの年齢別対応件数は2017(平成29)年度で、0～2歳は20.2%、3～6歳は25.5%で、就学前児童は45.7%となっていて、2015(平成27)年度以降上昇傾向となっている^v。この就学前児童は保育施設の対象児であり、保育施設が虐待防止に果たす役割が大きいことを示唆するものである^{vi}。2018(平成30)年度の全国の児童相談所の虐待相談の内容別件数は「身体的虐待」25.2%、「ネグレクト」18.4%、「性的虐待」1.1%、「心理的虐待」55.3%であり、「心理的虐待」が最も多く、次いで「身体的虐待」の割合が多い。また相談経路は児童福祉施設が2%であった。

次に札幌市の状況を見ると、2018(平成30)年の札幌市の保育所等在籍数は23,361人、年齢別にみると0歳児1,939人、1歳児3,761人、2歳児4,305人、3歳児4,501人、4歳児4,411人、5歳以上児4,444人である^{vii}。(認定こども園は省略)2015(平成27)年度の0～4歳児の人口は70,602人であり、これから保育所等に在籍する0～4歳児を割り出すと26.8%となり、特に乳児から年少児童の大半は在宅にて保育されている。

札幌市の児童虐待通告経路は「保育所・児童福祉施設等」が1.8%であり、全国の状況とはほぼ同じである。

2) 児童虐待と家庭のリスク要因

世帯構成ではひとり親家庭は55.2%、両親と同居する家庭は36.8%と半数以上はひとり親家庭であった。子ども数で見ると、こども1人の家庭は42.1%、こどもにきょうだいがいる家庭は57.9%であり、こどもにきょうだいがいる家庭が過半数を超えていた。祖父母と同居の家庭は数が少なかった。本調査では両親がともにいる家庭が約4割近くあったことが確認できた。貧困は児童虐待発生リスク要因である^{viii}。また母子家庭の貧困と生活保護受給、そして母親の病气療養が複合的に重なることが、児童虐待につながりやすい。一方で両親がいる家庭にも貧困や生活の不安定さが見られた。リスク要因を複合的にもつ家庭すべてに児童虐待が見られることではないとは言うまでもないが、乳幼児期という養護的側面が強い時期の子育ては親の不安を招きやすい。育児不安を抱えたまま、生活困難と直面したときに児童虐待につながる可能性は高い。阿部彩は欧米の「子どもの貧困」研究を紹介し「子どもへの虐待と家庭の経済環境の関係」があること、しかし日本ではこの視点が十分に認知されていないと指摘している。2002年の子ども家庭総合研究所の調査を引用し、「児童虐待」で保護された家庭状況の分析か

ら「低所得の世帯に偏っていること」、また「虐待種別」では「ひとり親世帯ではネグレクト（育児放棄。病気の時放置する。十分な食事を与えない。身の回りの世話をしないなど）が多い傾向にあり、家計の担い手であることと育児の両立が困難であることが想像される」と述べている^{ix}。また日本は特に母子世帯の貧困率が突出して高いこと、また0～2歳の子どもはほかの子どもと比べ「貧困」である割合が高いこと、そして「子どもが幼い＝親が若い＝所得が低い」という図式が成り立つと指摘する^x。

3) 子どもの「行動」の特徴

児童虐待もしくは疑われる子どもに年齢別に「行動」の特徴が見られた。また全年齢に共通して見られる「行動」特徴も見られた。平成30年度の札幌市の児童虐待件数は1,885件で内容は「身体的虐待」が18.4%、「性的虐待」が0.6%、「ネグレクト」が27.5%、「心理的虐待」が53.5%となっていて、身体的虐待及びネグレクトの増加が著しい。また、心理的虐待のうち、面前DVに伴うものは89.5%を占めている。本調査の子どもの「行動」特性は「性的虐待」を除く三つの「虐待分類」が与える子どもの「行動」を「身体的」「行動上」「対人関係」に区分して、「行動」特徴には「身体的虐待」等が重複してまとめられている。例えば「身体的特徴」は「体重の増加がない・不自然な外傷（打撲、あざ、火傷）が常時、あるいは時々みられる・季節にそぐわない服や薄汚れた服を着たり、他のきょうだいの服と極端に違ったりする・お尻がいつもただだれていて、同じ服装で何日も過ごすなど清潔感がない」の4項目であるが、明らかに「身体的虐待」と「ネグレクト」が含まれている。このように「行動」特徴を区分することで、「児童虐待」を複合的に捉えることが可能になるとと思われる^{xi}。

4) 児童虐待と保育所の役割

保育所は生後57日目から就学前のこどもの保育をする児童福祉施設である。保護者が子どもたちと一緒に日々通園する場であり、子どもたちは登園すると保育者は子どもたちの顔色や咳や熱の有無を確認する（健康視診）。また保護者の様子にも気を配り、仕事に向かう保護者をあたたかく送り出す。保育中は着替えなどを通して、こどもの身体を観察し皮膚や傷などの有無を把握する。またこどもの他者に対する声掛けや関わり方を通じてこどものなかの変化をとらえることもできる。このように保育所はこどもに対する「最善の利益」を保障する機能もっている。この観点にたつと児童虐待とは、このこどもの「最善の利益（ウェルビーイング）」が「保証されていない状態」「損なわれている状態」である^{xii}。

5) 今後の課題～保護者に対するアプローチ

本調査では保育所側が抱く保護者対応の難しさとともに、保護者と積極的に関わろうとする「支える」視点を把握できた。児童虐待する親を「病理的」な立場でみるのではなく、現代日本の抱える「無縁社会」の問題とみることが求められる^{xiii}。この視点に立てば、保護者を取り巻く諸問題をどう解決するかという社会の仕組みの変革が必要であり、一方で加害の側にある保護者へのアプローチの方法をどうするかという課題がある。「自らの子どもたちが愛に包まれた

子ども期を過ごすには母親である私自身が自らの命を肯定し、『生まれてきてよかった』と思えなくては叶わないことに気づきました。」これは親から虐待を受けて生きてきたある女性のことばである^{xiv}。この世に生を受けながら、実母から虐待を受け続けた女性が、自ら母親となったときに述懐したことばから、親自身が命の尊さを感じることができることが、わが子を受け止める力となっていることが理解されよう。

保育は対人援助の職である。人が行き交う現場において、当事者同士が情動的に触れ合う「独特の雰囲気をもった場」は、深い人間理解の世界とも言える^{xv}。このとらえは臨床教育的な視点といえる。児童虐待の親と子に対する対応と臨床教育学のアプローチについては今後の研究課題としたい。

(いとう かつみ こども発達学科特任教授)

- ⁱ 本調査では「児童虐待もしくは児童虐待が疑われるこども」と対象園に尋ねている。「児童虐待」の捉え方は「児童虐待の防止等に関する法律」2018(平成30)年4月2日施行によっている。「児童虐待が疑われるこども」は東京都保健福祉局の「要支援家庭ガイドライン」(2006(平成18)年3月)で定義された「要支援家庭」のとらえに基づいている。「要支援家庭」とは「保護者の状況、子どもの状況、養育環境に何らかの問題を抱え、それを放置することで養育が困難な状況に陥る可能性がある家庭」である。家庭の状況として「虐待群」・「虐待予備軍」・「育児不安群」・「健康群」に区分し、「要支援家庭」は「健康群」を除いた「虐待群」・「虐待予備軍」・「育児不安群」が対象となる。「虐待群」に「虐待が疑われる場合」も含まれている。
- ⁱⁱ 『保育と虐待対応事例研究会編「子ども虐待と保育園」』p16-17 ひとなる書房 2004(平成16)年)
- ⁱⁱⁱ 川松亮「児童相談所からみる子どもの虐待と貧困」p106(浅井春夫他編著「子どもの貧困」所収。明石書店 2008(平成20)年4月)
- ^{iv} 厚生労働省H p 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」(2019(平成31)年4月1日) 令和元年9月6日報道プレス
- ^v 厚生労働省H P 「福祉行政報告例」(2017(平成29)年度。2018(平成30)年11月21日発表)
札幌市児童相談所がまとめた「児童虐待認定状況等について(2018(平成30)年度)」においても年齢別に区分し3歳未満が21.0%、3歳～就学前が20.4%であり、計41.4%であった
- ^{vi} 小西祐馬「乳幼児の虐待問題と保育所・幼稚園」(「2018保育白書」p 15. ひとなる書房2018(平成30)年8月)
- ^{vii} 札幌市H P 札幌市統計書2018(平成30)年版
- ^{viii} 中村強士「保育所保護者の調査からみえた貧困」p 110.(秋田喜代美他編「貧困と保育」所収 かもがわ出版。2016(平成28)年9月)
- ^{ix} 阿部彩「子どもの貧困」p11。(岩波書店 2018(平成30)年 23刷)
- ^x 阿部彩「前掲書」p61-62
- ^{xi} 渡辺久子「虐待はなぜ急増しているか?」p17.(「児童心理臨時増刊号 児童虐待の早期発見と対応」所収。2006(平成18)年2月。金子書房)
- ^{xii} 深谷和子「虐待から子どもを救うために何ができるか」p4.(「児童心理臨時増刊号 児童虐待の早期発見と対応」所収。2006(平成18)年2月。金子書房)
- ^{xiii} 山野良一「無縁社会と子ども虐待—児童相談所の現場から」(「そだちの科学」No.16所収。p42~p46 2011(平成23)年4月)山野によれば「無縁社会」とは「要は日本ではあまりに社会制度が貧しいために家族というセーフティネットがなければ、誰も生きてゆけない社会であることを示している」意味を有する。
- ^{xiv} 渡井さゆり『『育ち』をふりかえる』(岩波ジュニア文庫)2014(平成26)年。岩波書店
- ^{xv} 伊藤克実 書評『鯨岡峻著『関係の中で人は生きる-「接面」の人間学に向けて』(北海道臨床教育学会編「北海道の臨床教育学」第7号。2018(平成30))